

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)

目 次

◇規 則

鳥取県立介護実習普及センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則(高齢者対策課)

◇告 示

鳥取県立介護実習普及センター管理規則(〃)
青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)
被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退(〃)
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
開発行為に関する工事の完了(三件)(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立介護実習普及センター管理規則

一 趣旨(第一条関係)

この規則は、鳥取県立介護実習普及センターの設置及び管理

に関する条例の規定に基づき、鳥取県立介護実習普及センター(以下「介護センター」という。)の管理に關し必要な事項を定めるものとする事とした。

二 開所時間(第二条関係)

1 介護センターの開所時間は、午前九時から午後五時までとする事とした。

2 知事は、必要と認めるときは臨時に開所時間を変更することが出来るものとし、その場合には、あらかじめその旨を介護センターに掲示するものとする事とした。

三 休所日(第三条関係)

1 介護センターの休所日は、次のとおりとする事とした。

(一) 日曜日及び土曜日

(二) 国民の祝日に關する法律に規定する休日

(三) 一月二日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に休所し、又は休所日に開所することが出来るものとし、その場合には、あらかじめその旨を介護センターに掲示するものとする事とした。

四 雑則(第四条関係)

この規則に定めるもののほか、介護センターの管理に關し必要な事項は、知事が別に定める事とした。

五 施行期日

この規則は、平成五年十二月二十日から施行することとした。

規 則

鳥取県立介護実習普及センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成五年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十三号

鳥取県立介護実習普及センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

鳥取県立介護実習普及センターの設置及び管理に関する条例（平成五年十月鳥取県条例第二十六号）の施行期日は、平成五年十二月二十日とする。

鳥取県立介護実習普及センター管理規則をここに公布する。

平成五年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十四号

鳥取県立介護実習普及センター管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県立介護実習普及センターの設置及び管理に関する条例（平成五年十月鳥取県条例第二十六号）第七条の規定に基づき、鳥取県立介護実習普及センター（以下「介護センター」という。）の管理に必要事項を定めるものとする。

(開所時間)

第二条 介護センターの開所時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時にこれを変更することができる。

3 知事は、前項の規定により開所時間を変更するときは、あらかじめその旨を介護センターに掲示しなければならない。

(休所日)

第三条 介護センターの休所日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 一月二日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

3 前条第三項の規定は、前項の規定により臨時に休所し、又は休所日に開所する場合に準用する。

(雑則)

第四条 この規則に定めるものは、介護センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成五年十二月二十日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九百四十六号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 匡 次

指定番号	種 別	図 書 類	
		題 名 及 び 号 数	発 行 行 所 名
4940	雑誌その他 の刊行物	一緒に寝ようよ	〇.35 北陽出版

4941	〃	廣 烈	NO.78	北陽出版
4942	〃	挑発の闘え	NO.76	北陽出版
4943	〃	週報通信 1月号	なし	三共図書出版社
4944	〃	優しくタッチして!	KSS-9	チイ出版
4945	〃	淫烈狂	雑誌 AW93	マスコット出版
4946	〃	女の香り	雑誌 AW-99	マスコット出版
4947	〃	今夜もおねだり	ISBN-06 2532- BW-115	マスコット出版
4948	〃	美聖女	ISBN-06 2532- BW116	マスコット出版
4949	〃	投稿ナンパゴクラク写真誌 さくらんぼ通信 8月30日・増刊	雑誌 1401 4-8	ミリアン出版
4950	〃	DELICIOUS BODY	ISBN-06 2532- BW114	MASCOT・ ラコ
4951	〃	アップル通信 1993 7	雑誌 0155 9-7	三和出版株式会社
4952	〃	マスカット Note 1993 8月号	雑誌 0834 5-8	徳大洋書房
4953	〃	お隣りのお姉さん 1993 9月号	雑誌 0229 1-09	朝ワガジエント ライオンメント
4954	〃	胸キュン少女隊	ISBN 4- 88582- 248-0	朝コスミックイン ターナショナル
4955	〃	Sick Girl 1	雑誌 5511 2-23	朝光文社
4956	〃	燃えよ欲人 1	雑誌 5381 0-68	株式会社ワニマガ ジン社

4957	"	漫画ホットミルク 12月号	雑誌 1866 9-12	鶴白夜書房
4958	"	COMIC ーターチキ 1953 12	雑誌 138 67-12	光彩書房
4959	"	月刊コミック・シェイク 12	雑誌 1378 1-12	鶴東京三世社
4960	録画テープ	おたのしみ女子校生 Volume 4	SHG-08	末広川産業

鳥取県告示第九百四十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同令第十二条の規定により告示する。

平成五年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社大村薬局城北店	鳥取市田島七三七	平成五年十二月六日
六戸医院	鳥取市田島七一六	"

遠藤薬局	日野郡溝口町溝口六六八	"
アオト薬局	米子市榎原一八八八一六	"
岸岡薬局	米子市西三柳二五一四	"
うるしばら漢方薬局	岩美郡国府町新通り三丁目三五〇一	"

鳥取県告示第九百四十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退の申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同令第十六条の規定により告示する。

平成五年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
有限会社大村薬局西町店	鳥取市西町三丁目一〇一	平成五年十月二十一日

鳥取県告示第九百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成五年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画地区計画 的場地区及び若葉台南地区地区計画

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

鳥取市的場字上羽婦丁、字下羽婦丁、字小樋詰、字六反長、字大隈、字中野、字寺後口、字寺廻り、字檜橋及び字前田、叶字樋詰メ及び字四反田並びに生山字丸木、字狼谷、字犬聲谷、字小寺谷、字峯寺越谷、字洞々谷、字芦谷、字本谷口及び字献上谷

鳥取県告示第九百五十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年二月十七日 鳥取県指令受鳥土維第六百三十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市桂見字下河原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉方温泉一丁目四五五

地建開発有限会社

代表取締役 岸本知行

鳥取県告示第九百五十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年七月二十九日 鳥取県指令受鳥土維第二百六十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂字穴以後

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目六三一
株式会社ウエルン

代表取締役 古田静男

鳥取県告示第九百五十二号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年四月一日 鳥取県指令受都計三一三第九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

気高郡気高町大字勝見字杉谷口

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

気高郡気高町大字浜村二八二一

気高町長 森本成人

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】